

令和7年度

熊本県・熊本市小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会

特別支援教育について

令和8年2月4日

熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課

1 特別支援教育について

特別支援教育取組の方向

【基本方針】

共生社会の形成に向けた インクルーシブ教育システムの構築を目指して

障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、誰もが授業内容が分かり学習活動に参加している実感と達成感を持ち、生きる力を身に付けることができるよう、全ての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。

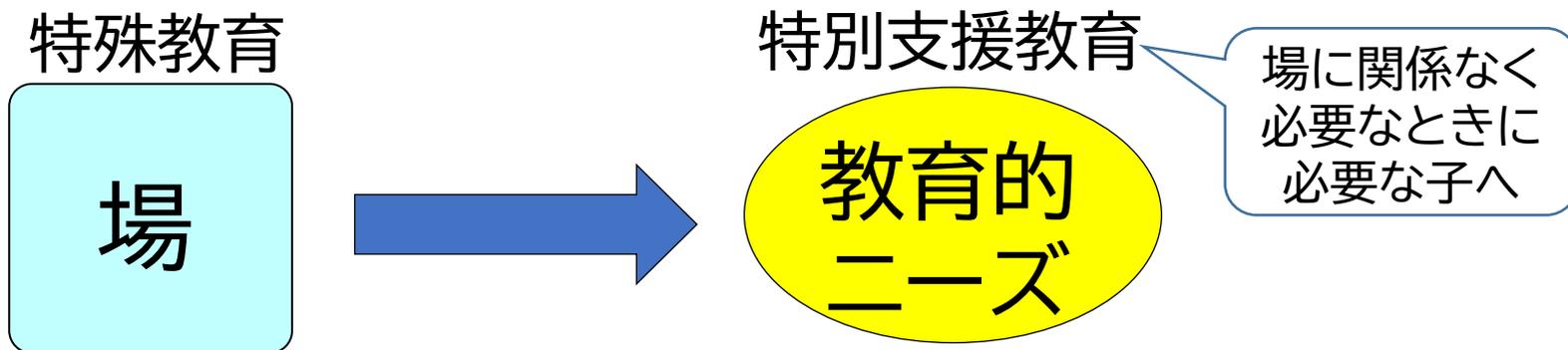
1 特別支援教育について

特別支援教育

(抜粋)1. 特別支援教育の理念

「特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。(後略)



2 小学校への接続

(1) 義務教育段階の学びの場

通常の学級

1学級35人以下※を標準に編成される小・中学校に置かれる学級。

※中学校は令和8年度から順次導入

通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障がいのある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態。通級の対象は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、弱視、難聴など。

特別支援学級

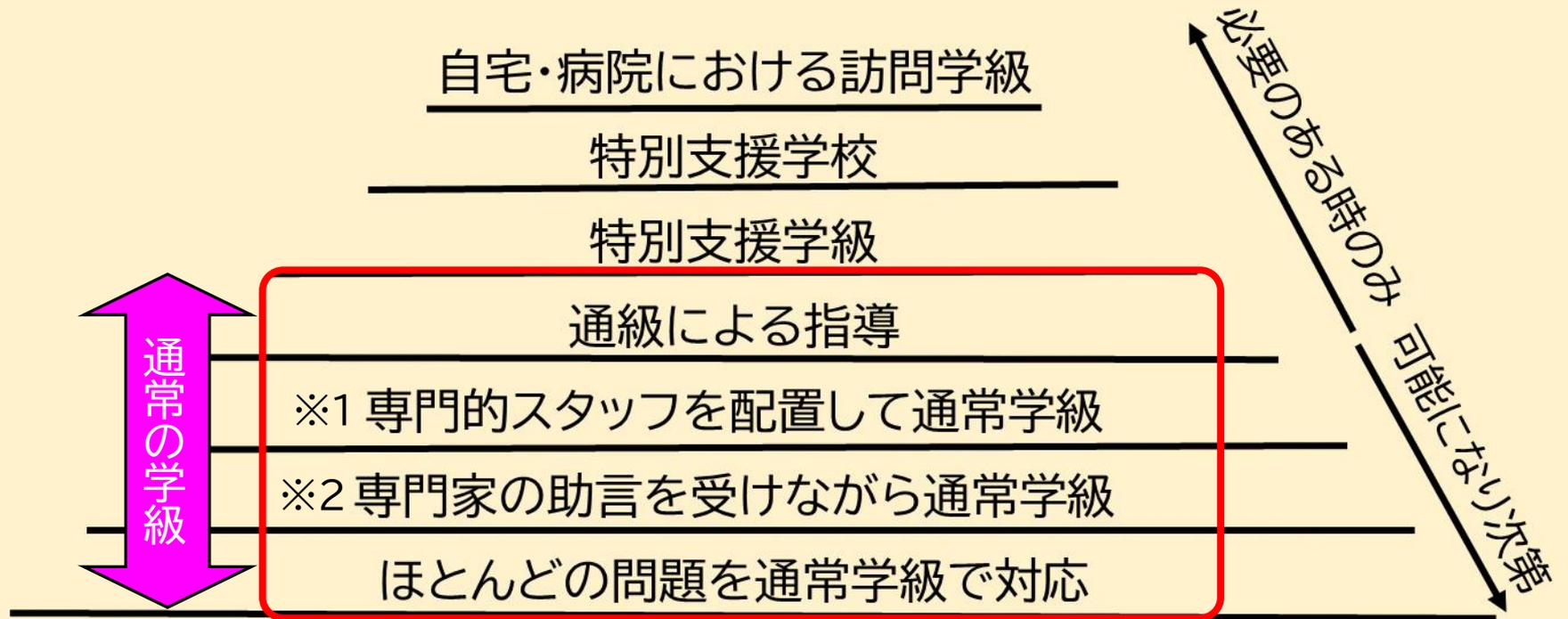
障がいのある子供たちのために小・中学校に障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいの学級がある。

特別支援学校

障がいのある子供たちのために各障がいに対応した少人数の学級(6人/重複障がいの場合は3人が上限)で構成される学校であり、視覚障がい、知的障がい、病弱(身体虚弱を含む)、聴覚障がい、肢体不自由の学校がある。

2 小学校への接続

(2)連続性のある多様な学びの場



《文科省：日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性より》

※1 「専門的スタッフ」は、特別支援教育支援員 等のこと

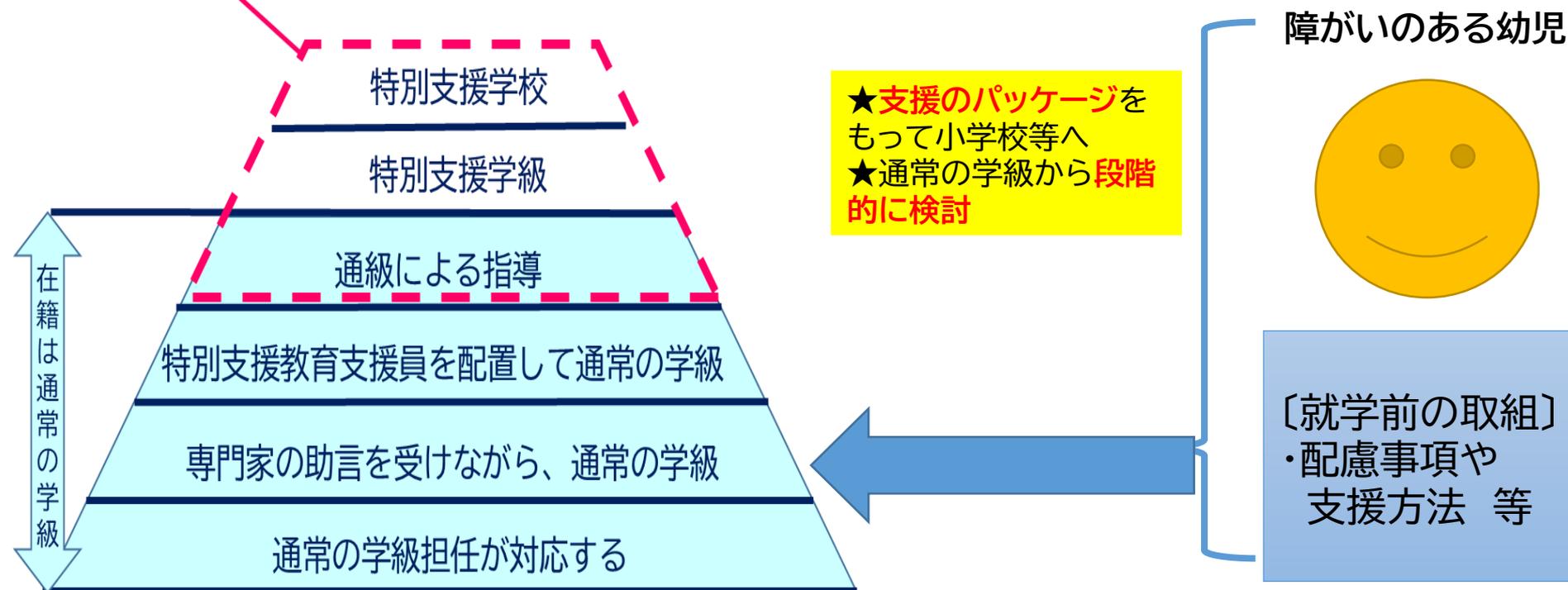
※2 「専門家」は、医師、心理士、特別支援教育コーディネーター（特別支援学校の担当者）、福祉分野担当者（児童発達支援センター担当者・保育所等訪問支援事業者） 等のこと

2 小学校への接続

(3) 就学前の取組と教育のつながりの考え方

- 障がいのある幼児の就学にあたっては、学びの場を適正に判断する必要がある
- 原則として、教育支援委員会(市町村)の意見を踏まえ、保護者等との合意形成を図り、学びの場を決定する
- 学びの場の検討では、通常の学級で支援を受けつつ学べるかどうかを考え、障がいの状態等に応じた特別の指導(自立活動)がさらに必要な場合は、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と段階的に考える

必要のある時のみ



3 医療的ケア児等支援事業(特別支援学校)

医療的ケア児等支援事業 「①ほほえみスクールライフ支援事業」

事業の目的

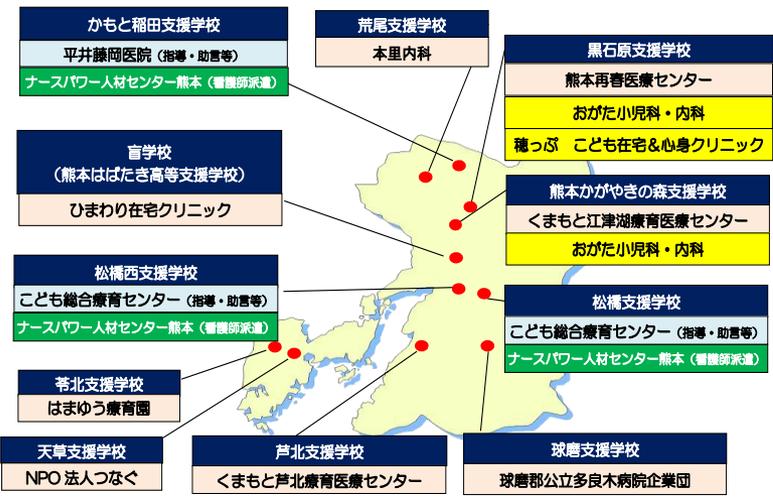
医療的ケアが必要な児童生徒が安全で安心できる学習環境の整備と保護者の介護負担の軽減のため医療機関と委託契約を結び、特別支援学校に看護師を配置する。

教育委員会と病院が契約

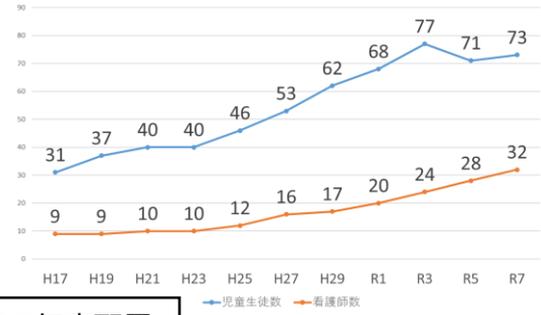


医療機関が学校に看護師を派遣

ケアの内容
吸引、経管栄養
薬液の注入等



対象児童生徒数と看護師数の推移



R7年度配置

- 配置校 12校
- 対象児 73人
- 看護師数 32人



医療的ケア児等支援事業 「②人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助事業」

事業の目的

人工呼吸器を装着して熊本県立特別支援学校に登校している児童生徒に付き添う保護者の負担軽減を図るため、当該児童生徒が在籍する学校に看護師を派遣する医療機関(訪問看護ステーションを含む)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

医療的ケア児等支援事業 「③医療的ケア児通学支援補助事業」

事業の目的

保護者が契約する福祉車両等に看護師等を派遣する訪問看護等事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することで、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒の学びの保障と安全で安心できる通学環境の整備を図る。

4 インクルーシブ教育に係る検討委員会(当事者からの意見聴取)

インクルーシブ教育を推進するため、外部有識者を交えて現状と課題の検証及び今後の在り方を審議。
R6年12月から4回実施。

【委員】

所属	役職	委員名
熊本大学大学院教育学研究科	教授	菊池 哲平
熊本県医師会	理事	松本 武士
熊本県弁護士会	弁護士	福井 春菜
熊本県臨床心理士・公認心理師協会	理事	疋田 真紀
熊本県手をつなぐ育成会	会長	西 恵美
大江学園	施設長	塘林 敬規

【オブザーバー】

所属	役職	委員名
熊本県都市教育長協議会(水俣市教育委員会)	会長	蓑田 誠一
熊本県町村教育長会(大津町教育委員会)	会長	吉良 智恵美
熊本市教育委員会	次長	福田 衣都子
熊本県立特別支援学校長会(熊本県立松橋西支援学校)	会長	松本 英雄
熊本県公立高等学校長会(熊本県立熊本高等学校)	会長	田中 篤
熊本県小中学校長会(熊本市立帯山小学校)	会長	西方 浩一
熊本県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会(宇城市立小川中学校)	副会長	岩田 雅子

◎令和7年度第2回検討委員会において、当事者の意見聴取を実施(令和7年10月)

佐藤萌 氏 (23歳) ・九州医療科学大学大学院在学、社会福祉士・保育士
・エーラス・ダンロス症候群(指定難病168)

原因:コラーゲン分子の成熟に必要な酵素遺伝子の異変

症状:皮膚や血管の脆弱性による出血、関節の脆弱性による脱臼、そして慢性的な痛み

対処:型に応じて症状を和らげたり合併症を防ぐ。皮膚や関節には運動制限やサポーター、
慎重な縫合やリハビリ・補装具・鎮痛薬を用いる

